

資料 3

令和元年度第2回福島県国民健康保険運営協議会

## 令和2年度国保事業費納付金等本算定の算定方法について

令和元年12月26日

福島県国民健康保険課

## 資料の構成

- I 令和2年度国保事業費納付金・標準保険料率の算定方法
- II 令和2年度の公費の配分等
- III 令和2年度激変緩和措置

## I 令和2年度納付金・標準保険料率の算定方法

- ・令和2年度納付金等に係る仮算定に向けた算定方法については、これまで、福島県市町村国保運営安定化等連携会議(以下、「連携会議」という。)及びワーキンググループ(納付金班)を開催し、協議してきたところである。
- ・仮算定の結果(資料1参照)、激変緩和措置財源 6.0 億円を活用した激変緩和措置後の 1 人あたり保険料率の伸び率が一定割合(7.88%)を超えなかった。(対 28 年度 1 人あたり保険料)
- ・激変緩和措置財源をもって充足したことから、仮算定を行った算定方法により、本算定を実施することとしたい。ただし、下記のとおり確定係数において変動する事項があるため、本算定の結果、年度間の平準化を図る必要が生じた場合、連携会議で協議し、必要な措置を講じる場合がある。

### ※ 本算定における確定係数

本算定に用いる確定係数は、国から令和元年 12 月下旬に提示される予定である。

本算定は、仮算定を行った算定方法により行うが、次の事項は変動する可能性があり、納付金額や 1 人あたり保険料率、激変緩和所要額が増減する可能性がある。

- (ア) 所得係数( $\beta$ )
- (イ) 保険者努力支援制度交付金
- (ウ) 国普通調整交付金
- (エ) 国特別調整交付金(東日本大震災にかかる医療費波及増分)
- (オ) 診療報酬改定率

## 1 納付金の算定方法

No.	項目	算定方法
1	算定方式	3方式 応能のシェア→所得、応益のシェア→被保数・世帯数
2	医療費指数反映係数 $\alpha$	$\alpha = 1$ (医療費指数をすべて直接的に反映)
3	所得係数 $\beta$	国が示す $\beta$ (全国平均と比較した本県の所得水準) (医療 <u>0.9155</u> 後期 <u>0.9129</u> 介護 <u>0.9017</u> )
4	均等割と平等割の割合	均等割:平等割=35:15
5	納付金に含める保険給付の範囲	出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料
6	<u>特別高額医療費共同負担</u>	<u>特別高額医療費(420万円超の200万円超の部分)の共同負担を実施する。</u>
7	<u>剰余金の取り扱い</u>	<u>平成30年度県国民健康保険特別会計の剰余金を、特別会計に留保する。</u>
8	<u>年度間の平準化</u>	<u>本算定の結果、年度間の平準化を図る必要性が生じた場合、連携会議で協議し、必要な措置を講じる。</u>

※2年前の前期高齢者交付金・後期高齢者支援金・介護納付金の精算(以下、「2年前精算」と言う、)は、令和元年度までは各市町村で、令和2年度からは県全体で行う。

## 2 標準保険料率の算定方法

No.	項目	算定方法
1	算定方式	3方式 所得割、均等割(被保数)、平等割(世帯数)
2	応能割と応益割	福島県独自 $\beta'$ (徐々に国が示す $\beta$ 値に近づける) (医療 <u>1.072</u> 後期 <u>1.073</u> 介護 <u>1.052</u> )
3	賦課割合	所得割:均等割:平等割 = $\beta / (\beta + 1) : 0.7 / (\beta + 1) : 0.3 / (\beta + 1)$ (例) $\beta = 1$ の場合 1:0.7:0.3(50:35:15)
4	賦課限度額	医療 <u>61</u> 万円 後期19万円、介護16万円
5	標準的な収納率	平成 <u>28~30</u> 年度の <u>市町村規模別</u> の平均収納率を設定

※下線箇所は、令和元年度国保事業費納付金等算定方法からの変更点

### 3 特別高額医療費の共同負担

#### (参考) 特別高額医療費における財政調整の仕組み (イメージ)

##### 特別高額医療費の共同負担

→著しく高額な医療費 (= 特別高額医療費 1件420万円超の200万円を超える部分) が国保事業費納付金に与える影響を緩和。特に、小規模市町村で特別高額医療費が生じた場合の国保事業費納付金の上昇緩和に効果的。

##### 【小規模市町村の場合】

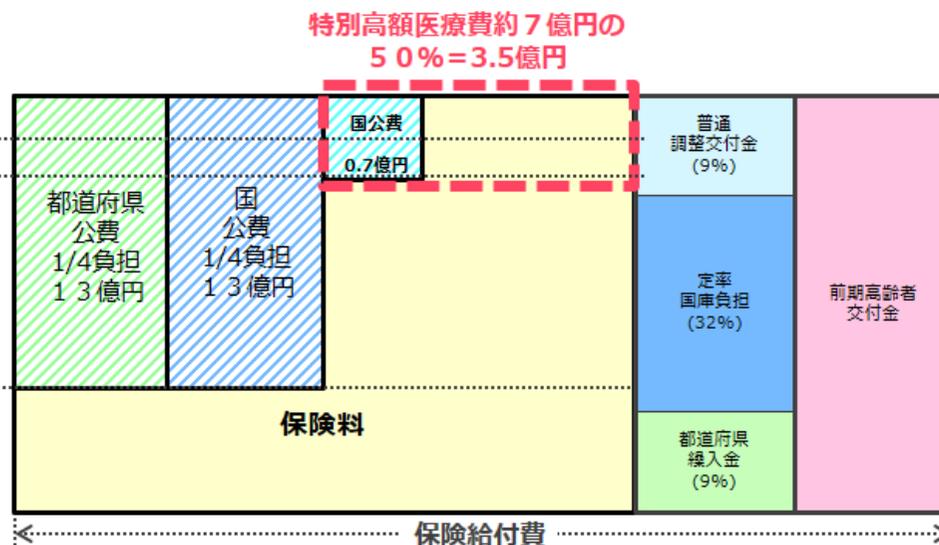
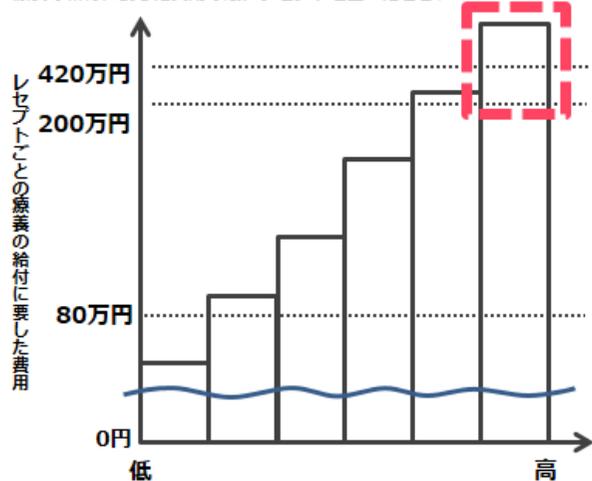
##### 1 特別高額医療費共同負担しない場合

- ①特別高額医療費が生じた市町村 ⇒ 医療費指数↑↑↑↑ 国保事業費納付金↑↑↑↑
- ②上記に対する国公費を市町村へ直接補助 ⇒ 国保事業費納付金↘↘

##### 2 特別高額医療費共同負担する場合

- ①特別高額医療費が生じた市町村 (県全体で緩和) ⇒ 医療費指数↑↑ 国保事業費納付金↑↑
- ②上記に対する国公費を全市町村で按分 ⇒ 国保事業費納付金↘

療養の給付に要した費用の順にレセプトを並べたとき、



## II 令和2年度の公費の配分等

### 1 全国の公費拡充分

		2019年1月	2019年11月	2020年1月
		本算定（確定係数）	秋の試算（仮係数）	本算定（確定係数）
対象予算		2019年度予算ベース	2020年度予算ベース	
追加公費		約1,670億円	約1,700億円※	同左
内 訳	普通調整交付金	約350億円	約400億円	
	暫定措置	約250億円	約200億円	
	特別調整交付金	約100億円（子ども）	約100億円（子ども） 約100億円（精神、非自発分）	
	保険者努力（都道府県）	約500億円	約500億円	
	保険者努力（市町村）	約412億円 （別途特調より約88億円）	約500億円 （一部特調より配分）	
	特別高額医療費共同事業	約60億円	約60億円	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（100億円）を提示</li> <li>前期高齢者交付金等がほぼ確定額に</li> <li>保険者努力支援制度の交付見込額を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特調による追加激変緩和措置として確保した一定額（80億円）を提示</li> <li>保険者努力支援制度は9月に評価を行い、交付見込額(速報値)を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前期高齢者交付金等がほぼ確定額に</li> <li>保険者努力支援制度の交付見込額を提示</li> </ul>

※本県の公費拡充の効果： 総額26.7億円(1人あたり6,725円)  
ただし、国普通調整交付金分は拡充前と比較が困難であるため反映していない。

### Ⅲ 令和2年度の激変緩和措置

#### 1 激変緩和措置の算定方法

No.	項目	激変緩和措置の方法
1	比較(丈比べ)	起点:平成28年度 1人あたり保険料 対象: <u>令和2</u> 年度 1人あたり保険料
2	一定割合	<u>7.88%</u> (平成28年度→ <u>令和2</u> 年度の <u>4</u> か年分の支出総額の伸び率) 単年度伸び率: <u>1.91%</u>
3	<u>激変緩和期間</u>	<u>令和5年度国保事業費納付金までとし、令和2年度国保事業費納付金算定による激変緩和所要額を、令和3年度から計画的・段階的に、毎年1/4ずつ減額させる。</u>
4	<u>特例基金活用</u>	<u>激変緩和財源として特例基金を計画的に活用する。総額4.5億円 R2:1.8億円、R3:1.35億円、R4:0.9億円、R5:0.45億円</u>

※下線箇所は、令和元年度国保事業費納付金等算定方法からの変更点

#### 2 激変緩和措置財源

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
全国	暫定措置	250億円	200億円	150億円	100億円	50億円	0億円	750億円
	追加激変緩和	100億円	80億円	60億円	40億円	20億円	0億円	300億円
県	暫定措置	3.75億円	3.00億円	2.25億円	1.50億円	0.75億円	0億円	11.25億円
	追加激変緩和	1.50億円	1.20億円	0.90億円	0.60億円	0.30億円	0億円	4.50億円
	特例基金	0億円	1.80億円	1.35億円	0.90億円	0.45億円	0億円	4.50億円
	合計	5.25億円	6.00億円	4.50億円	3.00億円	1.50億円	0億円	20.25億円

### 3 激変緩和措置イメージ図

